

医療制度の被保険者やその世帯の世帯主の方で、平成24年中に全く所得がなかった方や、所得が少なく所得税や市県民税が非課税の方も、所得の申告が必要です。申告が必要な方には、6月中旬に申告書を送付しますので、届いた方は早めに提出を。

**■保険年金課、各総合支所、本庁の各支所へ。**  
**■保険年金課(☎231-1306)**

### 被用者保険被扶養者の国保加入

これまで被用者保険の被保険者であった方が後期高齢者医療に移行する場合、その方の被扶養者であった方は、他の被用者保険の被保険者や被扶養者にならない限り、国民健康保険に加入しなければなりません。

資格喪失後14日以内に、資格喪失証明書と印鑑を持って、保険年金課、各総合支所、本庁の各支所で手続きをしてください。

**■保険年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課**

### 国民健康保険料は必ず納期限までに

皆さんが病院などで診療を受けた時の医療費は、一人ひとりの保険料で支えられています。

特別な事情なく保険料を滞納した場合、有効期限が通常より短い被保険者証(短期被保険者証)や、

医療費が全額自己負担となる被保険者資格証明書の交付を行うことがあります。保険料は必ず納期限内に納めましょう。納付が困難な場合は、早めに窓口へ相談を。

### 歯の無料健康診断を

市内の歯科医師会加入の医院で無料健康診断を行います。

**■国民健康保険加入者** ④6月17日～22日 **■国民健康保険証**  
**■保険年金課(☎231-1668)、各総合支所市民生活課**

### 後期高齢者医療の障害認定制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方に加えて、一定の障害がある65歳～74歳の方も認定によって加入することができます。後期高齢者医療制度に加入後、障害認定の撤回の申請もできます。

**■保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課**

### ジェネリック医薬品希望カード

国民健康保険では、ジェネリック医薬品希望カードを用意しています。希望の場合は送付しますので連絡を。



ジェネリック医薬品希望カードは、ジェネリック医薬品の使用を強制するものではなく、カードの

提示によりジェネリック医薬品が使用できることを保証するものでもありません。

**■保険年金課(☎231-1668)、各総合支所市民生活課**

### 介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

**■市内に住所がある、昭和23年7月1日以前に生まれた方で、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービスを希望する方** **■介護保険被保険者証** **■介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。**



**■介護保険課(☎231-3184)**

### 65歳以上の方の介護保険料の減免申請を

**■①災害や所得の著しい減少などで保険料の納付が困難な方** **■随**

時 ②保険料所得段階が特例第3段階か第3段階の方のうち、前年の収入が1人世帯の場合90万円以下(2人以上の場合、1人世帯の90万円に1人につき45万円を加算した額以下)で、市民税課税者に扶養されておらず、資産活用してもなお生活が困窮していると認められる方など **■6月15日** **■平成26年3月31日(7月16日以降の申請の場合、申請日以降に到来する納期分が対象)** **■介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。**  
**■介護保険課(☎231-1138)**

### 65歳以上の方に介護保険料納入通知書を送付します

平成25年度介護保険料納入通知書が特別徴収決定額通知書を6月中旬から下旬に送付します。

普通徴収の方は、6月から毎月(年10回)の納付になります。納期



## 相談

限内の納入をお願いします。特別徴収(年金天引き)の方は、平成25年度年間保険料から4・6・8月の仮徴収額を除いた額を10・12・2月(本徴収)で分割して天引きになります。  
**■介護保険課(☎231-1138)**

### 特設人権相談所を開設します

**■6月3日(月)午前10時～午後3時** **■所** ぷくぷくサポート **■差別、暴行・虐待、セクハラ・パワハラいじめ・体罰、名誉毀損・プライバシー侵害を受けたなど人権問題全般** **■詳細は山口地方事務局下関支局(☎234-4000)**  
**■人権・男女共同参画課(☎222-0827)**

**6月の総合(心配ごと)相談**

**■**下表の通り  
 ▷ 社会福祉協議会 = 午前10時～午後3時  
 ▷ 社協各支所 = 午前10時～正午

**■①**社会福祉協議会(☎232-2003)  
 ②社協菊川支所(☎287-4480)  
 ③社協豊田支所(☎766-3356)  
 ④社協豊浦支所(☎774-1122)  
 ⑤社協豊北支所(☎782-1799)

日	場所/相談員	問
5	社会福祉センター/民・①・行	①
6	彦島公民館/民	
13	長府公民館/民・行	
	川中公民館分館/民・行	
19	社会福祉センター/民・①・行・社	
20	安岡公民館/民	
27	小月公民館/民	②
	勝山公民館/民・行	
8	きくがわ総合相談センター/①	③
10	きくがわ総合相談センター/①・①・行	
28	社協豊田支所/①・行	④
18	豊浦総合支所/①・行	
20	豊北保健福祉センター/①・*・行	⑤

民…民生児童委員 ①…人権擁護委員  
 行…行政相談委員 \*…法務局職員も来所  
 ①…司法書士 社…社会保険労務士  
 ①…臨床心理士